

別記様式第3（その1）（第6条関係）（昭59総府令44・平元総府令23・平7総府令5・平26
 総省令40・平29内官令4・令元内官令2・令3内官令8・一部改正）

支給番号		所 属 会 計 名					
失 業 者 退 職 手 当 受 給 資 格 証							
受 給 資 格 者	氏 名	男・女		年 齢	満	歳	
	住 所 又 は 居 所						
	退 職 年 月 日	令 和 年 月 日	退職事由				
	求 職 年 月 日	令 和 年 月 日	勤 続 期 間				
	受 給 期 間 満 了 年 月 日	令 和 年 月 日	年	月			
待 期 日 数	日	所定給付日数	日				
待 期 満 了 年 月 日	令 和 年 月 日	最初の失業認定日	令 和 年 月 日				
失業の認定 日及び支給 日	毎月	日	基本手当の日 額	円			
公 共 職 業 訓 練 等	受講開始 令 和 年 月 日	技 能 習 得 手 当	受講手当	日額	円	月 日支給 開始	
	受講終了予定 令 和 年 月 日		通所手当	月額	円	月支給 開始	
			寄 宿 手 当	月額	円	月 日支給 開始	
管 轄 公 共 職 業 安 定 所	所 存 地						
	名 称	公 共 職 業 安 定 所					
交付年月日	令 和 年 月 日						

(処 理 状 況)

月 日	失業認定日 数又は基本 手当支給日 数	支 給 金 額	備 考	取扱者
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				
.				

(第2面及び第3面)

注 意 事 項

- 1 この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから第1面に書かれている受給期間満了年月日までは大切に保管すること。
もし、この証をなくしたり、又は、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 2 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出すること。
- 3 受給資格者は第一面記載の「最初の失業認定日」に出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。
- 4 基本手当に相当する退職手当の支給日は、原則として失業の認定日と同一の日である。
- 5 定められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがある。
- 6 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
- 7 偽りその他不正の行為（6の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。）によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。
- 8 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に出頭した失業の認定日に届書を提出すること。
- 9 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。

(第4面)